

○若手職員が考える将来の公共施設のあり方

○今年の3月に発行した第5号のニュースにおいて、役場の若手職員が「施設の統廃合を検討中」とお伝えしました。今ある施設全てを造り替えようとする、17年後には資金不足となって赤字に転落するというシミュレーション結果となり、赤字転落回避のために「施設の統廃合や複合化、企業や町民の方に施設を譲ること」を考えていくこととし、施設を管理する管理職からのヒアリングの様子などに触れてきました。

今回は、若手職員が行った今ある施設を評価した結果について、**現在の役場内議論の過程を公表するものです。**

◎公共施設種類別基準（東洋大学 P P P（=公民連携）研究センター公表のものを活用）

施設の評価	今後の対策
・そもそも公共サービスとして必要性に乏しい施設	・施設廃止
・公共サービスとしても公共施設としても必要であり今後も現状のまま保有し続ける施設	・現状は特に問題は無い ・維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコスト（注）の低減が必要な施設 ・造り替えが必要な時期に造り替える
・公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない	・施設を企業や町民へ移管 ・代替サービス提供へ転換（民間施設などの利用に対する助成など）
・公共サービスとしても公共施設としても必要だが量を削減する必要のある施設	・施設の統廃合 ・施設の複合化（学校施設に公民館を併設するなど）
・公共サービスとしても公共施設としても必要だが独立施設である必要のない施設	・施設の広域化（他の市町村と共同で造るなど） ・施設の共用化、多機能化（1つの建物の中に、保育園、学童保育、高齢者施設、集会所など複数の機能を持たせる）

注)ライフサイクルコスト:施設を建ててから取り壊すまでに至る期間内で生じるコストのこと。光熱水費や修繕費、点検費用などが該当します。

○白書によって明らかになった施設ごとの利用率、老朽化率、コスト、ライフサイクルコストなどのデータに加え、施設を管理する職員からのヒアリングによって、利用者の声、施設管理側の考えなどを考慮し、上の表にある基準に照らし合わせました。利用率などの「施設別基礎データ」と「データの見方」も添付しましたので、併せてご覧ください。

○また、下の表のように施設の性質上、5つの分類に分けたグループを作り、そのグループごと、施設の分類ごとに「評価する際の視点、基本的な考え方」を明確化した上で個別施設ごとの評価を実施しました。

施設分類（中分類）	評価する際の視点、基本的な考え方
地域活動施設	現状の設置基準の見直しをして、近距離にある施設は統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、多機能化・町民移管を住民と適宜検討
保健福祉施設	社会保障を担う施設として、 ①現状の利用率より、施設機能の重複感を重視 ②集約化・ソフト化の余地はないか ③その他の要因による検討（少子高齢化等）で評価。
学校教育施設	・児童・生徒数に対して、学校数が適正かどうか ・2033年の財政危機を回避できるかどうか
文化スポーツ施設	文化スポーツ施設として、現状の利用率や建物の老朽化率、将来の人口減などを考慮しながら、統廃合や多機能化、民間移管を検討・評価した。
行政・環境・消防施設	今後の人口の減少等に伴う、財政の減少予想に対して ①行政施設の維持管理費等の削減。 ②より良い行政サービスの充実。 ③財政収入を増収するための方策。

○施設ごとの評価結果、評価に対する対策、対策を実施する上での課題点、担当課からの意見など、詳しくは次のページ以降に記載されていますが、左の表にある「施設の評価」に該当する施設数は、次のとおりとなっています。

①そもそも公共サービスとして必要性に乏しい施設：**該当なし**

②公共サービスとしても公共施設としても必要であり、
今後もそのまま保有し続ける施設：**23施設**

③公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない：**6施設**

④公共サービスとしても公共施設としても必要だが、
量を削減する必要のある施設：**28施設**

⑤公共サービスとしても公共施設としても必要だが、
独立施設である必要のない施設：**15施設**

○今回の評価結果の公表は、**現在の役場内で議論されている過程を公表するもので、町の最終案ではありません。**そのため、解決しなければならない課題点なども合わせて公表します。

将来の公共施設のあり方に関するご意見を「公共施設等総合管理計画策定に係る公募案」として募集しております。町ホームページや各公共施設に配布しておりますので、多くのご意見をお待ちしております。詳しくは町ホームページのバナー「将来の町公共施設等のあり方」をクリックし、該当ページをご覧ください。

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
公共サービスとしては必要だが、公共施設は必要ない（現在民間施設を利用しての施設の評価も含む）	わかばクラブ(学童保育)	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象:旭小学校</p> <p>【根拠】 ・人口推計では町内全域で年少人口が45年間で36%減少するため、余裕教室ができることが予想され、学校内施設の活用の可能性がある(=町の方針である「学校の余裕教室活用」に合致する)</p>	<p>・人口減少が見込まれるため将来的な統廃合の検討が必要とされているが、「寒川町まち・ひと・しごと総合戦略」では、子どもの数を増やすことを目指しているため、町が目指す方向性との整合を図る必要がある。</p> <p>・町の方針として、学童保育は①学校の余裕教室活用②学校敷地内施設としている。</p> <p>・「寒川町まち・ひと・しごと総合戦略」や国が現在策定している「ニッポン一億総活躍プラン」などの施策により、共働き家庭が増える可能性が有る。人口減少を理由に統廃合というのは、学童保育に対するニーズに逆行する。</p>
	げんきっ子クラブ(学童保育)	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象:小谷小学校</p> <p>【根拠】 ・人口推計では町内全域で年少人口が45年間で36%減少するため、余裕教室ができることが予想され、学校内施設の活用の可能性がある(=町の方針である「学校の余裕教室活用」に合致する)</p>	
	福祉活動センター	<p>【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)</p> <p>【根拠】 ・障害福祉サービスは、民間による事業展開が多数を占め、町内にも複数の民間運営事業所が存在しているため。</p>	<p>・障害福祉サービスは、民間による事業展開が多く、必ずしも公共施設は必要ない。しかし、現行施設の利用者が多数おり、環境の急激な変化に対応できないこと、受入側の定員の問題等があり、短期間で他事業所への移転は困難である。</p> <p>・民間による事業展開が多いとはいえ、他自治体の例では、民間の場合であっても新規設置には行政からの補助を必要とする例も多い。従って、施設更新以外の方法を検討するには、状況に応じた慎重な判断を要する。</p>
	ひまわり教室	<p>【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)</p> <p>【根拠】 ・近隣市での実施状況は 茅ヶ崎市:全7施設中5施設が民間 平塚市:全8施設中7施設が民間 藤沢市:全9施設中8施設が民間 海老名市:全8施設中7施設が民間 近隣市では民間による実施が多数のため必ずしも公共施設は必要では無い。</p>	<p>・近隣自治体における児童発達支援施設は、行政による直営もあるものの、民間施設での実施が多い。そのため、必ずしも公共施設は必要ないとの判断だが、現状の施設で法人委託を依頼するのは困難である。</p> <p>・移転、民間移管するにあたり、公共施設だけでなく民間施設も含めた広い視野で探す必要がある。</p> <p>・学校施設の空きスペースに移転とした場合は、学校施設の利用者と児童発達支援事業利用者双方に対して配慮が必要。</p>
	子育てサポートセンター	<p>【対策】 現状は特に問題点がない</p> <p>【根拠】 ・平成32年度までの長期賃貸借契約を締結中であり、利用者の満足度も高いため。</p>	<p>・平成32年度までの長期賃貸借契約を締結しており、現状で特段問題がある施設とは言えない。</p> <p>・(仮称)健康福祉総合センターのように、子育て支援事業を含めた福祉関連事業を集約できる施設を新設する場合は、集約化を最優先に検討することが必要。</p>
	町営プール	<p>【対策】 廃止</p> <p>【根拠】 ・現状と同機能の施設を再建しても、利用可能な期間が夏期の40日前後と限られ、公立プールを所有する必要性に疑問があるため。</p>	<p>・平成26年6月に実施した「スポーツに関するアンケート調査」において、「寒川町にどんなスポーツ施設があったらいいか」の質問に対して、回答数114件のうち39件、34.2%の方が「プール・温水プール・室内プール」と回答している。プールに対するニーズはあるが、廃止で良いのか。</p> <p>・スポーツ推進審議会の中で、町営プール改修について具体的な話(プールの規模など)が進んだが、公共施設等総合管理計画策定によって、プール改修が進まなくなった。</p> <p>・代替手段として学校プールの活用が挙げられているが、学校プールには幼児用プールがない。つまり、学校プールの改修が必要となり、町営プールの存続改修と、学校プールの改修とのトータルコストの比較検討が必要。</p> <p>・町営プールを廃止するのであれば、その機能を補う対応策が必要</p> <p>・町営プールのある「いこいの広場」はスポーツに関しては、町内で最適な環境にある。町営プール廃止となれば、土地を県へ返却しなければならず、スポーツ推進の後退が危惧される。</p>

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、独立施設である必要のない施設	町民センター	<p>【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設 * 南部公民館の評価において、町民センターと南部公民館の統合が提案されている</p> <p>【根拠】 ・町で唯一ホールを有していることから、耐用年数到来時までは使用するものの、現状のコストが高いため、ライフサイクルコスト低減が必要と考えられるため。 ・施設総数を減らすことを考えた際、南部公民館跡地に売却可能性があるため、南部公民館と町民センターとの統合を提案した。</p>	・音響設備、照明設備は早急に大規模改修を必要としている。
	寒川町役場	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象：消防本部・消防署。町民センターも含めた統合案も有り</p> <p>【根拠】 ・行政施設の維持管理費等の削減を考慮し、消防本部と統合することでコスト削減が図れると考えられるため(設備を最新型にすることで、消費電力量や上下水道使用料の削減が可能と考えられる)。</p>	・他施設の統合＝複合化施設となった場合は、テナント誘致を行い財源確保策も併せて検討する余地がある。
	美化センター	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象：広域リサイクルセンター</p> <p>【根拠】 ・統合により維持管理経費の縮減が図れると考えるため。</p>	<p>・廃棄物処理施設としての性格上、移転や統廃合の際は、立地地域の合意形成に慎重な対応が必要である。 ・統廃合する際は、都市計画法上の規制をクリアする必要有り。 ・現在の2市1町によるごみ処理広域化の枠組みを広げる検討も必要かと思われる。</p>
	寒川広域リサイクルセンター	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象：美化センター</p> <p>【根拠】 ・統合により維持管理経費の縮減が図れると考えるため。</p>	
	消防本部・消防署	<p>【対策】 更新時期到来時に施設の統廃合を検討する施設 ・統合対象：寒川町役場</p> <p>【根拠】 ・行政施設の維持管理費等の削減を考慮し、消防本部と統合することでコスト削減が図れると考えられるため(設備を最新型にすることで、消費電力量や上下水道使用料の削減が可能と考えられる)。</p>	・他施設の統合＝複合化施設となった場合は、テナント誘致を行い財源確保策も併せて検討する余地がある。
	田端分団車庫待機室(第1)	<p>【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設</p> <p>【根拠】 ・地域集会所などとの複合化も検討したが、地域集会所の多くは、ソフト化(町民移管など)等の検討が必要との評価結果であるため、現時点では他施設との統合は考慮せず。 ・災害が発生した際に、迅速な対応を地域で行うためには、歩いて行ける範囲に備品や車両等の資機材を保管する施設が必要と考えるため。</p>	<p>・地域集会所と統合する可能性も検討した方が良い ・学校施設の一部との統合を検討しても良いのでは。</p>
	一之宮消防車庫待機室(第2)		
	大曲分団車庫待機室(第3)		
	岡田消防車庫待機室(第4)		
	小谷消防車庫待機室(第5)		
小動消防車庫待機室(第6)			
宮山分団車庫待機室(第7)			
倉見消防車庫待機室(第8)			
大蔵消防車庫待機室(第9)			
中瀬分団車庫待機室(第10)			

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要のある施設	田端東町集会所	【対策】 統廃合 【根拠】 ・利用率が低く、一部の地区集会所では老朽化率が高いため。 →現状の使用頻度や存在理由の問いかけを行いながら、地区集会所の統廃合に向け、増改築時だけでなく、取り壊しに対しても補助金を交付できるよう要綱の改正を行う。 →取り壊しに対して補助金を交付することで、現行の一律3万円の運営交付金を減額または廃止する。 = 建築後経過年数や稼働率による交付、土地の借地料負担や同様施設がある場合の交付金の見直し等	・地区集会所は、自治会や町内会が保有しているため、町が存続の決定をすることはできない。 ・現状、自治会・町内会での管理が負担となっている集会所もある。 ・交付金制度の変更に向けて当該地域の自治会、町民の理解が必要。 ・交付金の減額や廃止を行った場合に自治会(町民)負担が増える点。
	田端西町集会所		
	一之宮西町集会所		
	一之宮河原集会所		
	一之宮北町集会所		
	一之宮ソフィア集会所		
	新町集会所		
	越の山自治会館		
	岡田もくせいハイツ集会所		
	県住第2集会所		
	菅谷台集会所		
	宮山根岸集会所		
	宮山根岸中町内会集会所		
	宮山下公民館		
	宮山上合集会所		
	宮山雷児童館		
	宮山中里集会所		
	湘南サザン集会所		
	オリーブの丘集会所		
	新橋アパート集会所		
	旭ファイバークラス宮山アパート集会所		
倉見桜町集会所			
倉見原・才戸公民館			
倉見南・西・入町集会所			

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
<p>公共サービスとしても公共施設としても必要だが、量を削減する必要のある施設</p>	<p>一之宮小学校(わんぱくクラブ=学童・文化財学習センター含む)</p>	<p>【対策】 統廃合</p> <p>【根拠】 ・人口推計数値を元に小学生の児童数を推計すると、平成65年に235人、平成72年に230人となり、東洋大学基準において統廃合の基準点とされる235人を下回るため。</p>	<p>・教育的に考えた場合、寒川町の児童・生徒数の現状からすると、20年程度の中長期的なスパンで見た時、学校の統廃合ではなく、「学校規模の適正化」を図ることが重要であるとする。</p> <p>学区線引きの改定により、一之宮小学校や寒川中学校との均等を図ることで、全ての小中学校の学校規模を可能な限り均等にし、適切な教育環境を整備することが肝要である。</p> <p>(学区線引きの改定も、地域の合意形成を図ることについて、かなりの困難が想定される)</p>
	<p>寒川東中学校</p>	<p>【対策】 統廃合</p> <p>【根拠】 ・人口推計数値を元に中学生の生徒数を推計すると、寒川中学校の生徒数が平成47年に224人となり、東洋大学基準において統廃合の基準点とされる235人を下回るため。</p> <p>一方で、寒川中学校と東中学校を比較すると、</p> <p>①寒川中学校が先に更新年度を迎えること</p> <p>②寒川中学校の生徒を東中学校と旭が丘中学校へ編入させるためには新規施設建設が必要となる</p> <p>③寒川中学校には、老朽化により使用していないC棟(=技術棟)があるため、これを改修することで東中学校の生徒を受け入れることが可能と考えられる。</p> <p>従って、寒川中学校を更新または改修した上で、東中学校の生徒を受入れる体制を整える。</p>	<p>・政策的には、現在町が進めている「まち・ひと・しごと総合戦略」の地方創生策に関連しても、寒川町の持つアドバンスな要素を梃子にしながら、人口流入を図ろうとしている矢先に、一早く他に先がけて、学校の統廃合を打ち出していくことは、県民のマインドとして、「学校が統廃合される土地に行きたくない」、「学校が統廃合される町から出よう」という流れが生まれるのではないか。40～50年先の話であればともかく、7～9年後の統廃合という案で、拙速な感が強い。現在及び中期スパンでは、県内他自治体に比して寒川町の人口減少の推測が厳しいという状況でもない。</p> <p>・将来的な対応策として、文部科学省としても、統廃合ではなく、学校の「地域コミュニティの核としての性格」への着目に言及している。学校は教育施設であるのと同時に、防災、保育、地域交流の場等、多様な機能を併せ持っている。寒川町のスケールの特徴を鑑みても、「学校の多目的化」を図ることで、各小・中学校をコミュニティスクールとして積極的に位置付けていくという方向をとるべきではないか。</p> <p>・各学校は、地域における重要な防災拠点でもある。重要な防災拠点が2箇所減ることとなり、町民の安全・安心の観点からも課題が残る。</p> <p>・町民や地域の合意形成という点でも、学校の統廃合は大きなイシューである。どのような合意形成を図っていくのかというプロセス論も重要。当面、教育委員会会議や総合教育会議で検討する必要があるし、各学校やPTAの考えも重要。</p>
	<p>北部文化福祉会館(北部公民館)</p>	<p>【対策】 維持管理コストが高額であり、ライフサイクルコストの低減が必要な施設</p> <p>【根拠】 ・施設総数を減らすことを考えた際、廃止後敷地の売却可能性を考えると、調整区域にある北部公民館はその可能性が低い。よって、北部公民館はライフサイクルコストを押さえた施設に更新する必要があると考えられるため。</p> <p>また、現在使用されていない部屋もあることから、規模の再検証が必要であり、場合によっては木造建築物とすることで、更新費用を抑える必要もある。</p>	<p>・町を「南部、北部、中部」に分けた際、「それぞれの地域に公民館を設置する」という考え方が古くからあるが、その考えを考慮せずに統廃合を進めても良いのか。</p> <p>・学校を核とした地域コミュニティという考えがある。学校の複合化も検討した方が良い。学校敷地内に不特定多数の人が出入りするの、防犯上のリスクがあるから施設の複合化ができないという考え方では、施設の統廃合・複合化はできない。</p> <p>・北部公民館残すが南部は統廃合とする根拠がわかりにくい</p> <p>→他施設との統廃合の視点で検討した際、廃止後敷地の売却可能性＝他施設の更新財源確保を検討した。</p> <p>北部公民館は調整区域、南部公民館は市街化区域にあるため、売却可能性のある南部公民館を統廃合の対象とした。</p> <p>・避難所機能がなくなる点に留意が必要。</p>
	<p>南部文化福祉会館(南部公民館)</p>	<p>【対策】 統廃合 ・統合対象:町民センター</p> <p>【根拠】 ・他施設との統廃合を考えた際、廃止後敷地の売却可能性を考えると、市街化区域にある南部公民館は売却可能性があるため、町民センターとの統合を提案した。</p>	

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見	
公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	宮山地域集会所	【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)	・統廃合、町民移管に際しての町民、自治会の理解。 ・借地に関して土地所有者の意向確認が必要。 ・町民移管に際して、町民負担がかからない仕組みづくり、地域格差が生じない仕組みづくりが必要。 ・統廃合検討の際に、距離感だけで捉えると、人口密集地では逆に集会所が不足してしまい、地域活動の場がなくなる。 ・町民移管には自治会を法人化する必要有り。 ・一時避難場所や投票所になっている集会所もあり、代替施設が必要となってくる。	
	小動地域集会所			【根拠】 ・全体的に利用率が低いため、利用率向上のために多機能化 →高齢者人口の増加に対応して福祉機能を持たせる →営利目的においても利用可能となるよう、条例上の条件を緩和 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。
	倉見大村地域集会所			
	岡田地域集会所			
	中瀬地域集会所	【対策】 統廃合 ・統合対象:筒井地域集会所を統合		
		【根拠】 ・各集会所を中心に半径500メートルの範囲内(＝高齢者・子どもなど大多数の人が徒歩10分以内で行かれる距離)で円を描くと、筒井と中瀬は大半が重複する地域となっている。 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		
	田端地域集会所	【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)		
		【根拠】 ・全体的に利用率が低いため、利用率向上のために多機能化 →高齢者人口の増加に対応して福祉機能を持たせる →営利目的においても利用可能となるよう、条例上の条件を緩和 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		
	筒井地域集会所	【対策】 統廃合 ・統合対象:中瀬地域集会所へ統合		
		【根拠】 ・各集会所を中心に半径500メートルの範囲内(＝高齢者・子どもなど大多数の人が徒歩10分以内で行かれる距離)で円を描くと、筒井と中瀬は大半が重複する地域となっている。 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。		
一之宮地域集会所	【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)			
倉見地域集会所	【根拠】 ・全体的に利用率が低いため、利用率向上のために多機能化 →高齢者人口の増加に対応して福祉機能を持たせる →営利目的においても利用可能となるよう、条例上の条件を緩和 ・「寒川町地域集会施設整備要綱第2条による集会施設の整備基準」 「＝500世帯を超える地域に1施設を基準とする」を見直し、近距離施設の統廃合を行い、将来は人口減・自治会加入率減等を考慮し、集会所の多機能化・町民移管を町民と検討する。			
大蔵地域集会所				
小谷地域集会所				
大曲地域集会所				

この評価結果は、「若手職員を中心とした作業部会」によるものであり、町の最終決定案ではありません。

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	健康管理センター	<p>【対策】 現状は特に問題点がない</p> <p>【根拠】 ・健康増進や介護予防などの施設内で実施されている事業としても、利用者アンケートでは70%の利用者が満足と回答しているため。 ・災害時救護所拠点としての機能があり、「地域グリーンニューディール推進事業」として国庫補助金により太陽光発電システムを設置するなど、この施設内で実施されている事業以外にも大きな役割を担っているため。 (補助金の財産処分承認基準により、原則10年間は転用・交換・貸付・取り壊し等の財産処分が認められていない)</p>	<ul style="list-style-type: none"> 旧館の耐用年数が先に到来するため、その時点での利用度を精査し、新館や他施設への集約化も視野に入れながら検討する必要有り。 (仮称)健康福祉総合センターのように、福祉関連事業を集約できる施設を新設する場合は、現有施設の売却を含め、機能集約化するメリットはあると考えられる。
	ふれあいセンター	<p>【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)</p> <p>【根拠】 ・30年後の高齢化率が37.3%とする推計結果から、介護予防のニーズは増加すると予想され、社会保障費の増加＝町財政の硬直化を抑止するためにも、介護予防事業拠点としてのこの施設を保有し続ける意義はあると考えるため。 ・「介護予防拠点整備事業費補助金」として県より補助率10/10の補助金で建設されたため、利用対象者、実施事業内容等に制限が多い施設である。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 「介護予防拠点整備事業費補助金」により建設されたため、目的外での使用が不可能。 →耐用年数を考慮し知事が別に定める期間を経過した場合はこの限りではない。
	寒川小学校(あおぞらクラブ＝学童・町民センター分室含む)	<p>【対策】 更新時期到来時まで更新を要する施設</p> <p>【根拠】 ・人口推計を元に児童数を推計すると、東洋大学の基準である235人を下回らないため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 教育的に考えた場合、寒川町の児童・生徒数の現状からすると、20年程度の中長期的なスパンで見た時、学校の統廃合ではなく、「学校規模の適正化」を図ることが重要であるとする。 町北部は、あらたな住居も増え、旭小学校、旭が丘中学校は、教室の余裕が無く、少人数学習の拡大等の新たな施策を展開していく上でも、むしろ学区線引きの改定により、一之宮小学校や寒川中学校との均等を図ることで、全ての小中学校の学校規模を可能な限り均等にし、適切な教育環境を整備することが肝要である。 (学区線引きの改定も、地域の合意形成を図ることについて、かなりの困難が想定される) 政策的には、現在町が進めている「まち・ひと・しごと総合戦略」の地方創生策に関連しても、寒川町の持つアドバンスな要素を梃子にしながら、人口流入を図ろうとしている矢先に、一早く他に先がけて、学校の統廃合を打ち出していくことは、県民のマインドとして、「学校が統廃合される土地に行きたくない」、「学校が統廃合される町から出よう」という流れが生まれるのではないかと。40～50年先の話であればともかく、7～9年後の統廃合という案で、拙速な感が強い。現在及び中期スパンでは、県内他自治体に比して寒川町の人口減少の推測が厳しいという状況でもない。 将来的な対応策として、文部科学省としても、統廃合ではなく、学校の「地域コミュニティの核としての性格」への着目に言及している。学校は教育施設であるのと同時に、防災、保育、地域交流の場等、多様な機能を併せ持っている。寒川町のスケールの特徴を鑑みても、「学校の多目的化」を図ることで、各小・中学校をコミュニティスクールとして積極的に位置付けていくという方向をとるべきではないか。 各学校は、地域における重要な防災拠点でもある。重要な防災拠点が2箇所減ることとなり、町民の安全・安心の観点からも課題が残る。 町民や地域の合意形成という点でも、学校の統廃合は大きなイシューである。どのような合意形成を図っていくのかというプロセス論も重要。当面、教育委員会会議や総合教育会議で検討する必要があるし、各学校やPTAの考えも重要。
	旭小学校		
	小谷小学校	<p>【対策】 多機能化</p> <p>【根拠】 ・他の小学校に比べ、児童数が少なく、今後の人口推移も減少し、余裕教室ができると想定されるため。 ・平成39年に更新時期を迎えることから、地域集会所や文化財学習センター、公民館等と統合して、多機能化した施設とすることができると考えるため。</p>	
	南小学校(星の子クラブ＝学童含む)	<p>【対策】 更新時期到来時まで更新を要する施設</p> <p>【根拠】 ・人口推計を元に児童数を推計すると、東洋大学の基準である235人を下回らないため。</p>	
	寒川中学校		
	旭が丘中学校		
	寒川総合図書館(文書館含む)	<p>【対策】 現状は特に問題点がない</p> <p>【根拠】 ・貸出冊数が多く、新規事業も行っているため。</p>	<ul style="list-style-type: none"> 町直営である必要はなく、指定管理者制度導入の検討が必要。

内部策定委員会作業部会による施設別評価結果

評価結果	施設名称	「評価に対する対策」及び「評価と対策の根拠」	課題点及び担当課からの意見
公共サービスとしても公共施設とも必要であり、今後も現状のまま保有し続ける施設	寒川総合体育館	<p>【対策】 更新時期到来時に更新可否の判断が必要な施設(ソフト化、共用化、広域化、多機能化等の検討も含む)</p> <p>【根拠】 ・利用者アンケートにおいて満足度が高く、利用率の向上や新規事業への取り組みがなされているため。 ・防災機能(備蓄倉庫・避難所)としての機能も必要であるため。</p>	<p>・さらに民間ノウハウを活用し、稼働率の低い会議室などの利用率向上が必要。</p>
	さむかわ庭球場	<p>【対策】 多機能化(=フットサルでの利用も可能とする)</p> <p>【根拠】 ・収益がある施設であるため、さらなる利用拡大を図る必要があるため。</p>	<p>・テニスコートとフットサルコートの共用化の可否。</p>

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0001	宮山地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	コミュニティ活動やボランティア活動など地域活動の拠点として	67.65%	鉄骨造	13.56%	50,480	2,470	21,497
0002	小動地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	96.99%	木造	18.11%	23,096	504	736
0003	倉見大村地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	98.28%	木造	8.08%	21,136	528	-
0004	岡田地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	99.05%	木造	13.40%	36,457	592	345
0005	中瀬地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	74.97%	鉄骨造	13.05%	21,730	1,143	7,536
0006	田端地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	68.19%	鉄骨造	2.43%	47,926	2,297	20,685
0007	筒井地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	99.88%	木造	5.60%	31,671	2,481	-
0008	一之宮地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	62.10%	鉄骨造	8.15%	45,763	2,388	23,715
0009	倉見地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	53.73%	鉄骨造	24.47%	58,174	2,903	36,186
0010	大蔵地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	76.04%	木造	4.80%	41,071	2,733	12,091
0011	小谷地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	68.13%	木造	14.45%	40,425	2,769	16,058
0012	大曲地域集会所	地域活動施設	協働文化推進課	〃	23.26%	木造	11.39%	36,958	2,441	36,307

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0101	田端東町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	コミュニティ活動やボランティア活動など地域活動の拠点として	81.72%	木造	1.11%	-	-	-
0102	田端西町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	0.65%	-	-	-
0103	一之宮西町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	68.10%	木造	4.83%	-	-	-
0104	一之宮河原集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	-	木造	0.65%	-	-	-
0105	一之宮北町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	2.79%	-	-	-
0106	一之宮ソフィア集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	61.48%	鉄筋コンクリート造	13.93%	-	-	-
0107	新町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	7.24%	-	-	-
0108	越の山自治会館	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	44.01%	-	-	-
0109	岡田もくせいハイツ集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	85.26%	鉄骨造	11.51%	-	-	-
0110	県住第2集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	70.56%	鉄骨造	21.36%	-	-	-
0111	菅谷台集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	76.44%	鉄骨造	5.48%	-	-	-
0112	宮山根岸集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	3.53%	-	-	-
0113	宮山根岸中町内会集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	0.93%	-	-	-
0114	宮山下公民館	地域活動施設	協働文化推進課	"	72.64%	木造	5.20%	-	-	-
0115	宮山上合集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	1.39%	-	-	-
0116	宮山雷児童館	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	6.50%	-	-	-
0117	宮山中里集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	1.02%	-	-	-
0118	湘南サザン集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	40.28%	鉄筋コンクリート造	4.64%	-	-	-
0119	オリーブの丘集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	45.40%	木造	10.31%	-	-	-
0120	新橋アパート集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	99.96%	鉄骨造	1.11%	-	-	-
0121	旭ファイバークラス宮山アパート集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	86.92%	鉄筋コンクリート造	5.66%	-	-	-
0122	倉見桜町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	68.10%	木造	12.07%	-	-	-
0123	倉見原・才戸公民館	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	7.99%	-	-	-
0124	倉見南・西・入町集会所	地域活動施設	協働文化推進課	"	100.00%	木造	0.74%	-	-	-

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0201	健康管理センター	保健福祉施設	健康・スポーツ課	「町民の健康増進及び疾病の予防を図り、併せて公衆衛生の向上に資するための施設として」設置（健康管理センター条例）	66.17%	鉄骨造	277	425,069	59,411	165,645
0205	わかばクラブ（学童保育）	保健福祉施設	子ども青少年課	「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ため（児童福祉法第6条の3第2号）	2.94%	鉄骨造	-	25,749	815	34,094
0206	げんきっ子クラブ（学童保育）	保健福祉施設	子ども青少年課	〃	10.50%	鉄骨造	-	7,733	227	8,781
0207	福祉活動センター	保健福祉施設	福祉課	障害者の福祉の向上及び福祉活動者の福祉の増進を図るため（福祉活動センター条例）	69.45%	鉄骨造	257	138,740	10,098	60,114
0208	ひまわり教室	保健福祉施設	子ども青少年課	児童発達支援に関する事業を行い、児童の健全な育成を図るため（寒川町立児童発達支援事業所条例）	24.54%	鉄骨造	-	14,442	754	17,281
0209	ふれあいセンター	保健福祉施設	高齢介護課	高齢者の社会参加、地域の交流等を行うことにより、高齢者の介護予防事業等の推進を図るため（ふれあいセンター条例）	11.67%	鉄骨造	358	284,230	22,203	366,684
0213	子育てサポートセンター	保健福祉施設	子ども青少年課	子育て家庭等に対する育児等の相談及び指導並びに子育てサークル等への支援を図るため（寒川町子育て支援センター設置要綱）	84.80%	鉄筋コンクリート造	241	-	309	4,564

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0301	寒川小学校（あおぞらクラブ＝学童・町民センター分室含む）	学校教育施設	教育総務課	小学校＝義務教育実施のため（学校教育法第16条） あおぞらクラブ＝「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ため（児童福祉法第6条の3第2号） 町民センター分室＝「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」＝社会福祉法第20条	81.62%	鉄筋コンクリート造	町民センター分室＝58.25%	1,941,411	178,355	429,919
0302	一之宮小学校（わんぱくクラブ＝学童・文化財学習センター含む）	学校教育施設	教育総務課	小学校＝義務教育実施のため（学校教育法第16条） わんぱくクラブ＝「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ため（児童福祉法第6条の3第2号） 文化財学習センター＝町民の教育、学術及び地域文化の発展に寄与し、文化遺産の保護を図るため（文化財学習センター条例）	70.66%	鉄筋コンクリート造	文化財学習センター＝154.00%	2,262,504	150,486	934,329
0303	旭小学校	学校教育施設	教育総務課	義務教育実施のため（学校教育法第16条）	73.60%	鉄筋コンクリート造	－	1,670,525	84,189	489,632
0304	小谷小学校	学校教育施設	教育総務課	義務教育実施のため（学校教育法第16条）	82.35%	鉄筋コンクリート造	－	1,586,499	264,728	491,487
0305	南小学校（星の子クラブ＝学童含む）	学校教育施設	教育総務課	小学校＝義務教育実施のため（学校教育法第16条） 星の子クラブ＝「保護者が労働等により昼間家庭にいないものに、授業の終了後に児童厚生施設等を利用して適切な遊び及び生活の場を与えて、その健全な育成を図る」ため（児童福祉法第6条の3第2号）	43.71%	鉄筋コンクリート造	－	2,364,144	128,140	1,818,421

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0306	寒川中学校	学校教育施設	教育総務課	義務教育実施のため（学校教育法第16条）	62.90%	鉄筋コンクリート造	-	2,686,336	111,706	1,254,146
0307	旭が丘中学校	学校教育施設	教育総務課	〃	74.26%	鉄筋コンクリート造	-	1,965,774	61,563	624,572
0308	寒川東中学校	学校教育施設	教育総務課	〃	54.69%	鉄筋コンクリート造	-	1,871,757	63,354	1,266,032

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0401	町民センター	文化スポーツ施設	町民センター	「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」=社会教育法第20条	71.04%	鉄筋コンクリート造	36.59%	1,195,772	82,959	454,668
0402	北部文化福社会館（北部公民館）	文化スポーツ施設	町民センター	北部公民館=「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」=社会教育法第20条	84.63%	鉄筋コンクリート造	37.68%	392,027	21,260	76,508
0403	南部文化福社会館（南部公民館）	文化スポーツ施設	町民センター	南部公民館=「市町村その他一定区域内の住民のために、実際生活に即する教育、学術及び文化に関する各種事業を行い、もって住民の教養の向上、健康の増進、情操の純化を図り、生活文化の振興、社会福祉の増進に寄与することを目的」=社会教育法第20条	81.79%	鉄筋コンクリート造	42.10%	378,021	24,702	91,828
0405	寒川総合図書館（文書館含む）	文化スポーツ施設	寒川総合図書館	図書館=社会教育法第20条の精神（=主として青少年及び青年に対して行われる組織的な教育活動（体育及びレクリエーションの活動を含む）の健全な発達を図り、もって国民の教育と文化の発展に寄与することを目的とする（図書館法第2条） 文書館=郷土の歴史的、文化的価値を有する町の公文書、地域資料、刊行物その他の記録を収集し、保存し、広く利用に供することにより、いい気文化の発展に寄与するため（文書館条例）	17.06%	鉄骨鉄筋コンクリート造	84.36%	2,235,958	207,765	2,219,455

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0406	寒川総合体育館	文化スポーツ施設	都市計画課	<p>家族みんなで楽しみながら健康づくりできる公園</p> <p>スポーツ、レクリエーションを通じて町民が集い交流する文化高揚の場</p> <p>相模平野の個性・歴史性と来訪する人々がふれあい、対話を行う場</p> <p>公園内での催し物を通じて、町民と町外来訪者が交流を行い、地域文化の促進、地域活性化の促進を図る場</p> <p>(さむかわ中央公園計画概要書より)</p>	34.07%	鉄筋コンクリート造	52.98%	4,749,155	215,152	4,779,632
0408	町営プール	文化スポーツ施設	健康・スポーツ課	<p>町民の体位の向上及び心身の健全な発達に寄与するため（町営プール条例）</p>	92.72%	鉄筋コンクリート造	-	469,649	26,208	148,135
0409	さむかわ庭球場	文化スポーツ施設	健康・スポーツ課	<p>町民の心身の健全な発達に寄与するため（町営さむかわ庭球場の設置、管理等に関する条例）</p>	-	鉄骨造	42.93%	-	217	6,980

施設別基礎データ（公共施設等白書より）

枝番1	施設名称	中分類	所管課	施設の設置目的	老朽化率	構造	利用度 (利用率、稼働日数、計画達成率)	更新費用 (単位：千円)	施設別行政コスト (単位：千円)	将来LCC (単位：千円)
0601	寒川町役場	行政系施設	総務課	「市町村の事務所」として（地方自治法第4条第1項及び寒川町役場の位置を定める条例）	75.37%	鉄筋コンクリート造	-	1,255,288	6,156,785	480,787
0603	美化センター	環境施設	環境課	し尿及び浄化槽汚泥を衛生的に処理する施設（美化センター条例）	75.06%	鉄筋コンクリート造	-	2,014,540	188,396	1,923,695
0604	寒川広域リサイクルセンター	環境施設	環境課	環境への負荷の低減と廃棄物の減量化、再資源化を推進し、資源循環型社会の形成に資する施設（広域リサイクルセンター条例）	7.86%	鉄骨鉄筋コンクリート造	-	1,502,162	355,821	1,910,315
0606	消防本部・消防署	消防施設	消防総務課	消防組織法第10条第1項「消防本部及び消防署の設置、位置及び名称並びに消防署の管轄区域は条例で定める」＝町消防本部等設置条例第1条	8.42%	鉄骨鉄筋コンクリート造	-	557,005	551,129	631,609
0607	第1分団車庫待機室（田端）	消防施設	消防総務課	消防組織法第18条第1項「消防団の設置、名称及び区域は、条例で定める」＝町消防団の設置等に関する条例第1条	100.00%	鉄骨造	-	16,176	1,940	-
0608	一之宮消防車庫待機室（第2）	消防施設	消防総務課	〃	70.02%	鉄骨造	-	8,524	3,341	2,841
0609	第3分団車庫待機室（大曲）	消防施設	消防総務課	〃	100.00%	鉄骨造	-	11,747	1,628	-
0610	岡田消防車庫（第4）	消防施設	消防総務課	〃	45.16%	鉄骨造	-	15,120	2,211	9,351
0611	小谷消防車庫（第5）	消防施設	消防総務課	〃	100.00%	鉄骨造	-	9,271	1,252	-
0612	小動消防車庫（第6）	消防施設	消防総務課	〃	67.96%	鉄骨造	-	10,043	1,452	3,915
0613	第7分団車庫待機室（宮山）	消防施設	消防総務課	〃	100.00%	鉄骨造	-	14,945	2,072	-
0614	倉見消防車庫（第8）	消防施設	消防総務課	〃	48.39%	鉄骨造	-	11,472	4,359	6,495
0615	大蔵消防車庫待機室（第9）	消防施設	消防総務課	〃	72.24%	鉄骨造	-	12,936	1,944	4,017
0616	第10分団車庫待機室（中瀬）	消防施設	消防総務課	〃	100.00%	鉄骨造	-	10,898	3,328	-

施設別基礎データの見方

表頭の項目	項目の説明
枝番 1	施設のコード番号です。「枝番 1」の欄に色が塗られている場合は、町の所有ではない私有物件（＝非所有資産）の施設です。
中分類	施設の主な用途で区分した分類です。ここでの評価に関しては、次の 7 分類を使用します。①地域活動施設 ②保健福祉施設 ③学校教育施設 ④文化スポーツ施設 ⑤行政系施設 ⑥環境施設 ⑦消防施設
施設の設置目的	法令等に定義されたその施設の設置目的です。
老朽化率	<p>施設の老朽化がどのくらい進んでいるかを示し、「減価償却累計額（注）÷施設の取得価格×100」により算出します。</p> <p>（注）減価償却累計額：取得価格÷財務省省令による耐用年数＝減価償却額・・・①</p> <p>①×建物経過年数＝減価償却累計額（建築年が不明のため、老朽化率が算出できない施設があります。）</p> <p>※なお、老朽化率に特段の基準はありません。（施設使用の可否の判断基準など）</p> <p>老朽化率が 100%に達しても使用できる施設もあります。</p>
利用度	<p>その施設の年間の利用率を示します。「%」の表記がされている施設は「利用率（注）」、「%」の表記がされていない施設は年間稼働日数、「%」にアンダーラインがある施設は、町総合計画上の目標数値に対する達成率を指し、文化財学習センターは「来館者数」（目標数値 700 人に対し実数値 1,078 人＝154%）、総合図書館は「貸出件数」（目標数値 480,300 点に対し実数値 405,171 点＝84.36%）を目標数値として設定しています。</p> <p>（注）利用率は次の方法により算出しています。「貸出実績コマ数÷貸出可能コマ数×100」</p>
更新費用	その施設の耐用年数到来時に、現在と同機能、同規模のものを取得価格で再建するとした場合の額です。更新費用は、町が保有する施設のための算出となっています。
施設別行政コスト	光熱水費や施設の点検、清掃、修繕費、職員人件費など「施設維持のための費用」と「施設内で実施されている事業のための費用」の合計額です。（平成 25 年度決算ベース）
将来ライフサイクルコスト（LCC）	その施設を耐用年数到来時まで保有し続けた場合に要する将来の総費用（修繕費と減価償却費）の予想額です。